

安城市公民連携ガイドライン
(安城市版PPP)

令和6年4月
安城市

目次

1	はじめに.....	2
2	本市を取り巻く状況.....	3
3	本市の公民連携に対する考え方.....	4
4	公民連携の対象.....	4
5	本ガイドラインの位置づけ.....	4
6	公民連携の取り組み方針 ～市民、民間事業者等、行政にとっての三方良し～.....	5
7	「公民連携フロント」の設置.....	6
8	「公民連携フロント」の基本姿勢.....	6
9	「公民連携フロント」の連絡先.....	10

1 はじめに

(1) 公民連携とは

「公民連携(PPP)」とは、企業をはじめとする民間事業者等と行政が連携して公共サービスの提供を行う取組であり、民間事業者等と行政が対話を通じ、社会や地域の課題・ニーズに対し、連携して解決策や新たな価値を生み出す手法のことを言います。

「公民連携」の具体的な手法としては、PFI(Private Finance Initiative)、指定管理者制度、民間委託、包括連携協定・事業連携協定、ネーミングライツ、広告事業、公有財産の活用等があります。

※PPP=Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

(2) 社会課題の解決に向けた公民連携の進展

2015年(平成27年)9月の国連総会において、2030年(令和12年)までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、この中核をなすものとして、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGsは、「誰一人取り残さない」というコンセプトのもと、17のゴールと169のターゲットで構成されています。また、アジェンダの前文で、「全ての国、全てのステークホルダー、全ての人の参加を得て、再活性化された『持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ』を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する」と記載されているとともに、SDGsの実施手段として「グローバル・パートナーシップ」を必要とするとしており、「政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員してすべての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する。」と記載されています。

日本国政府においても、平成28(2016)年5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定、民間企業の位置づけとして「SDGsの達成の達成には、公的セクターのみならず、民間セクターが公的課題の解決に貢献することが決定的に重要であり、民間企業(個人事業者も含む)が有する資金や技術を社会課題の解決に効果的に役立てていくことはSDGsの達成に向けた鍵でもある」と記載しています。

民間事業者等においても、近年はCSR(企業の社会的責任)やCSV(共通価値の創造)といった活動が活発になってきていることや、ビジネスと人権の観点に基づく取組やESG投資、社会貢献債等の持続可能性に配慮した取組が重視されつつあり、これまで以上に民間事業者等が、これまで主に行政が担ってきた「社会課題の解決」に貢献する動きが強まっています。

こうした動きは今後ますます強くなっていくものと考えられ、民間事業者等と行政が連携して社会課題の解決を図り、持続可能な地域社会を構築していくことは、これからのまちづくりの重要な鍵となるものと考えます。

2 本市を取り巻く状況

本市は、これまで自動車産業を中心とした地域の産業に支えられた強い財政基盤のもと、全国有数の安定した財政力を持った都市として成長してきました。

一方で、将来を見通すと、本市における人口減少の見通しについては、「第9次安城市総合計画」にも記載のあるとおり、全国的な人口減少時代にある中でも、今後いったん増加すると見込んでいます。しかしながら、令和9年以降は減少する見込みであり、人口構成においても、年少人口及び生産年齢人口は年々減少する一方で、老年人口は増加し、少子高齢化が急速に進む見込みです。こうした人口構造の変化は、今後の本市の公共サービスの在り方や長期的な財政運営を考える中で重要な要素となってきます。

また、本市が保有する庁舎や学校、福祉施設等といった公共建築物は、その多くが昭和46年頃から平成5年頃に建設されており、一般的に老朽化が進行すると言われる築30年を超える建築物が60%を超えています。また、道路、橋梁、上下水道施設、公園などについても、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、これらの維持更新には膨大な財源が必要と考えられます。老朽化した公共施設の取扱いは、今後の本市財政にとって大きな課題となるものと考えられます。

さらに、産業面を見通すと、本市の基幹産業である自動車産業は100年に1度と言われる大変革期を迎え、異業種を含めた構造転換を迫られるなど新たな局面を迎えており、これまでと同様の安定した雇用、税収を見込むことが困難な状況になることも想定していく必要があります。

こうした本市を取り巻く社会情勢の変化等により、公共サービスの機能や質を維持していくことが見通しづらい中ではありますが、本市では第8次安城市総合計画においてケンサチグランプリに取り組み、地域課題を民間事業者等がビジネスの手法で解決することを目的とした事業を実施してきました。また、令和元年度に策定した第8次安城市総合計画の後期計画「ケンサチ 2.0」では、重点施策として「健幸都市推進プロジェクト」を定めるとともに、新たに「公民連携」を重点施策の中に位置付け、その推進を図るものとなりました。

令和6年に策定した第9次安城市総合計画においても、将来にわたり市民サービスを高いレベルで維持するとともに、持続可能な行財政運営を行うため、学校や企業など多様な主体との関わりをつくり、公民連携による取組を推進することとしています。

3 本市の公民連携に対する考え方

これまで述べてきたように、人口や公共施設、産業構造といった本市を取り巻く社会情勢が大きく変化する状況においても、公共サービスの機能や質を維持し、市民一人ひとりが、将来に渡り「豊かさ」や「幸せ」を実感できるまちであり続けることが、安城市政が担うべき最大の責務であると考えます。そのために、本市がこれまで取り組んできた「行政改革」「協働」をより進化させるとともに、公共サービスを行政のみでなく、民間事業者等、新たな公共サービスの担い手と連携して提供していく「公民連携によるまちづくり」を目指していく必要があるものと考えます。

「公民連携」は、様々な分野で進めることができ、可能性は無限にあるものと考えます。従って、「公民連携」は、今後の本市にとって成長戦略の一つであるとともに、本市がこれまで取り組んできた、多様な主体との連携・協働による新しい公共のまちづくりや、効率的な行財政運営をさらに進化させる行財政改革の重要な柱の一つでもあると考えます。積極的な公民連携の推進により、多様な担い手との連携を図り、安定した「質の高い公共サービスの継続的な提供」「地域課題の解決」「地域の活性化」を実現し、さらには「連携することで生まれる『イノベーション』による新たな価値を創出」することで安城市の魅力や価値を高め、市民が将来に渡り住み続けたい、持続可能なまちの実現を目指します。

4 公民連携の対象

本市における公民連携は、ハード事業、ソフト事業問わず、本市が関わるあらゆる施策分野を対象とします。ただし、法令等に基づき、市が直接実施しなければならない事務事業や、許認可など公権力の行使に当たる事務、本市の重要な施策・財政方針等の企画立案、条例制定に関わる業務等は対象外とします。なお、対象外とした事業・事務においても、法令等により民間等が実施できるものなどは公民連携の推進を検討するものとしします。

5 本ガイドラインの位置づけ

本市においては、これまでも企業等と連携しながら、市民が豊かさとともに幸せの実感できるまちの実現を目指し、ケンサチグランプリや包括連携協定の締結など、様々な取組を進めてきました。これらの取組を踏まえたうえで、これまで以上に公民連携を進めていくためには、民間事業者等と行政が、それぞれの考え方や担うべき役割を理解したうえでそれぞれの持つ強みや資源、ネットワーク等を幅広く連携させていくことが重要です。

そこで、本市の公民連携に対する考え方やルールを整理し、民間事業者等と本市

の間に共通理解を図るために本ガイドラインを作成しました。本市は、本ガイドラインをもとに公民連携を推進することで、新しい公共サービスの提供とイノベーションの創出を目指すとともに、質の高い公共サービスの維持と地域課題の解決に繋がります。

6 公民連携の取り組み方針～市民、民間事業者等、行政にとっての三方よし～

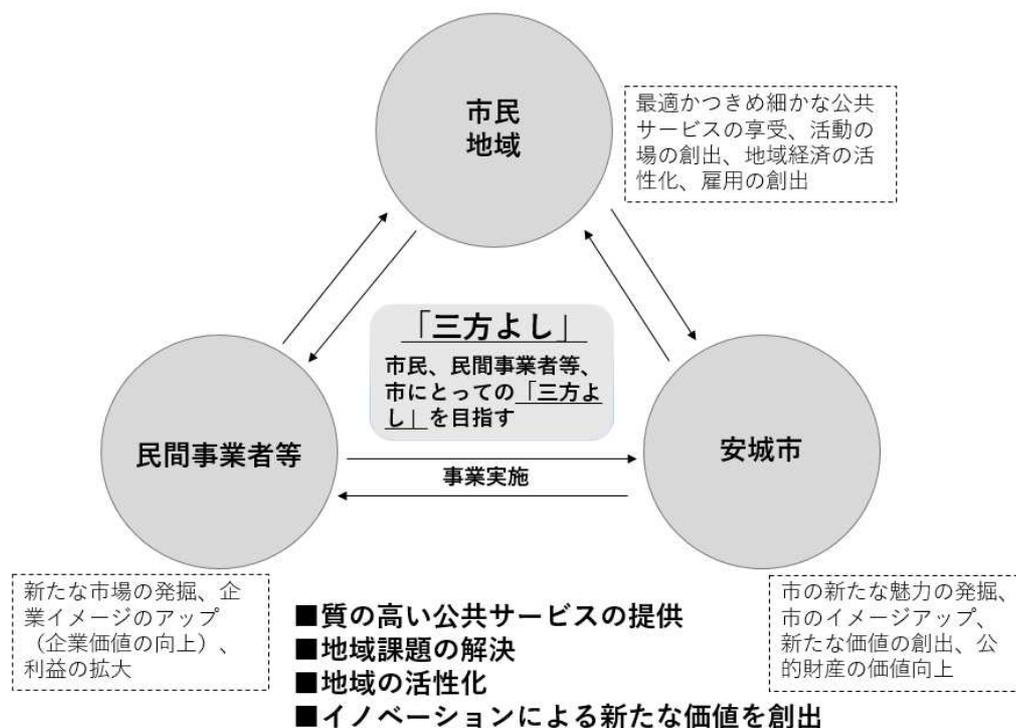
本市は、公民連携に取り組むうえで、「質の高い公共サービスの提供」「地域課題の解決」「地域の活性化」「イノベーションによる新たな価値の創出」を実現するとともに、それぞれにとってメリットがある「三方よし」の持続可能なまちづくりを目指します。

【市民】:最適かつきめ細かな公共サービスの享受、活動の場の創出、地域経済の活性化、雇用の創出

【民間事業者等】:新たな市場の発掘、企業イメージのアップ(企業価値の向上)、利益の拡大

【行政】:市の新たな魅力の発掘、市のイメージアップ、新たな価値の創出、公的財産の価値向上

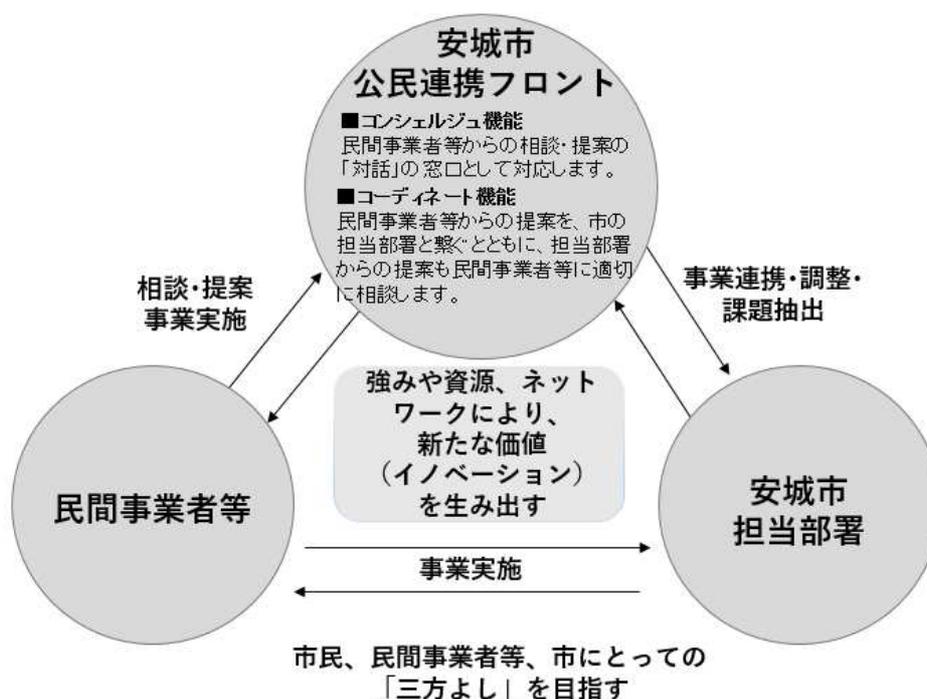
【全体】「質の高い公共サービスの提供」「地域課題の解決」「地域の活性化」「イノベーションによる新たな価値を創出」



7 「公民連携フロント」の設置

本市における公民連携を推進するため、これまで各部署で対応していた民間事業者等からの提案や相談を一括して受け付けるワンストップ窓口として、「公民連携フロント」を設置します。

「公民連携フロント」では、行政と民間事業者等の持つ「強み」や「資源」、「ネットワーク」を幅広く連携させ、「三方よし」の実現を目指します。



8 「公民連携フロント」の基本姿勢

「公民連携フロント」は、以下の基本姿勢を持ちつつ、未来志向を持ち、新たな可能性へのチャレンジを進めていきます。

(1) 公民連携の原則

① 対等

連携事業の実現に向け、民間事業者等と行政は対等であるとの理解の下、パートナーとしての信頼関係を築くとともに、WIN-WINの関係となる連携を創出します。

② 対話

市民、民間事業者等、行政の「三方よし」を常に意識した連携となるよう、対話を重視します。民間事業者等との対話に当たっては、民間事業者等からの提案や相談だけでなく、本市から民間事業者等に対し対話を働きかけるケースも想定します。

③課題と目標の共有

質の高い公共サービスの提供や地域課題の解決等、連携によって解決すべき課題と目標を共有し、より良い連携の実現を目指します。

④公平性の確保

原則として、全ての民間事業者等に対し、いつでも提案できるよう、窓口を常設として確保します。

⑤知的財産の保護

いただいた提案・相談内容や、事業の検討段階における民間事業者等のもつアイデアや知的財産等について保護します。

⑥役割分担と責任の明確化

民間事業者等は、行政とともに公共サービスを提供することとなるため、連携に当たっては、気候や社会、経済的なリスクを想定したうえで、役割分担と責任を明確化し、公共サービスの向上と合わせ、事業の継続性・安全性を確保します。

(2)「公民連携フロント」が取り扱う提案の種類とフロー

「公民連携フロント」が取り扱う提案の種類と、その取り扱いフローは以下のとおりです。

①提案の種類

ア テーマ型提案

本市の抱える特定の地域課題等、本市からテーマを示し、そのテーマに対する連携事業の提案やアイデア等を民間事業者等から募集するものです。

イ フリー型提案

民間事業者等が本市との連携を希望する事業やアイデア等を、本市が行う事務事業全般を対象としてご提案いただくものです。

②提案フロー

ア 提案・相談

民間事業者等から、「公民連携フロント」において、口頭や提案書等により受け付けます。「公民連携フロント」で提案者、提案内容が要件を満たしているか確認します。テーマ型提案については市公式ウェブサイト等を通じて公募等を行います。フリー型提案についてはいつでも提案できるものとします。

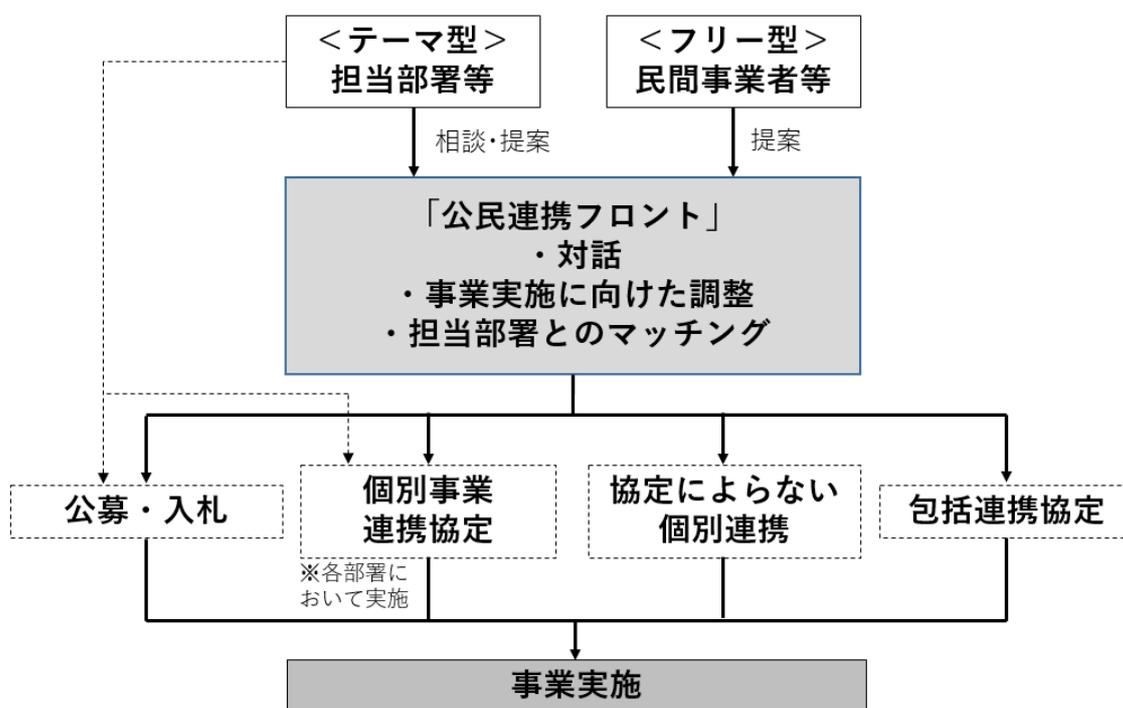
イ 担当部署との対話

初回対話については、「公民連携フロント」にて実施したうえで担当部署へ繋げていくことを検討します。ただし、提案内容によっては初回対話から担当部署同席のうえで対話を行います。2回目以降の対話については提案内容により担当部署と対話を行っていただきます。

ウ 連携事業の実施

提案者と担当部署において、連携事業を実施していただきます。

(公民連携事業のフロー図)



(3) 公民連携事業の提案者及び連携する提案内容

- ① 公民連携事業を提案できる方は、提案事業を自ら実施する意思及び能力、資金を持ち、かつ市民や本市に対するパブリックマインドを持った民間事業者等とします。
- ② 原則として、市からの補助金や委託料ありきの提案は対象外とします。ただし、対話を実施する中で、市として支出すべき経費は内部検討の上で予算化します。
- ③ 提案者又は提案内容が、以下に該当する場合は、提案の受付又は実現に向けた調整等を行いません。

ア 提案者

- ・個人(個人で事業を営む方を除く)
- ・政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
- ・暴力団又は暴力団員の関与が認められる場合
- ・市が、市と連携するに当たり相応しくないと判断した場合

イ 提案内容・事業内容

- ・民間事業者の直接的な営業や宣伝広告のみを目的とするもの
- ・特定の政党・宗教等を支持し、又はこれに反するための活動・教育等を目的とするもの
- ・法令等で禁止されているもの、又は法令等に基づく許可を得ていないものの製造、又は役務、物品等を提供するもの
- ・その他、公共性、公平性を欠いているもの、公序良俗に反するもの等、市が、市と連携するに当たり相応しくないと判断したもの

【コラム】本市におけるこれまでの公民連携事業の例

①PFI 事業

PFI とは、従来、公共部門によって行われてきた「社会資本形成を伴う公共サービスの提供」の分野において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、少ない財政支出でより質の高い公共サービスを民間から調達するための手法です。本市では、中心市街地拠点施設(アンフォーレ)の整備、管理において活用しています。

②指定管理者制度

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部改正が行われ、「公の施設」の管理・運営について、民間事業者や NPO 等の有するノウハウや自由な発想を生かすことにより、利用者へのサービス向上、経費の節減等を目指す目的で指定管理者制度が創設されました。本市では、デンパークやマーメイドパレス、市民会館、有料駐車場などで導入しています。

③ネーミングライツ

ネーミングライツとは公共施設等に企業名や商品名等に関する愛称を付ける権利のことで、ネーミングライツを取得した企業等から対価を得て、新たな財源確保策の一環とするものです。本市では、安城市体育館、ソフトボール場、文化センター、歩道橋で導入しています。

④広告事業

行財政改革の一環として、市の資産を広告媒体として有効に活用するとともに、新たな財源の確保、又は経費の削減、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものです。本市では、窓口で配布する封筒や広報あんじょう、市公式ウェブサイト等で導入しています。

⑤包括連携協定・事業連携協定

包括連携協定・事業連携協定とは、地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間事業者等が、互いの強みや持っている資源を生かして課題解決に対応するため、包括的・個別事業に関して協力して進めようとする枠組みを決めるものです。本市では、愛知教育大学、シーホース三河株式会社、株式会社スギ薬局、碧海信用金庫などと包括連携協定を締結しています。

9 「公民連携フロント」の連絡先

本市との連携に関する提案、相談、お問い合わせは「公民連携フロント」にご連絡ください。

◎安城市企画部企画政策課公民連携係内 公民連携フロント
電話 0566(71)2204 E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp

◎スピード感を持って対応いたします。

- ・公民連携フロントは、いただいたご相談、ご提案、お問合せに対し、可能な限り短期間でご連絡を差し上げます。

◎チャレンジ精神を持って臨みます。

- ・公民連携フロントは、事業や連携の不成立、失敗を恐れず、たゆまぬチャレンジとイノベーションにより、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

◎事業の成功に向け、最大限対話と努力を重ねます。